

第7章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

- ◆ 「逗子市子ども・子育て会議条例」に基づき市長の諮問機関である「逗子市子ども・子育て会議」を設置し、事業計画及び本市の子ども・子育て支援に関する円滑な事業運営を推進するとともに、子ども・子育てに関する問題提起や意見等を市に対して行います。
- ◆ 本計画の推進にあたって、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園・保育所等子ども・子育て支援事業者、学校、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を推進します。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に事業に反映させます。

2 計画の進行管理

(1) 逗子市子ども・子育て会議等において計画の進捗状況を評価・検証

本計画では、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「逗子市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議および子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握し、点検、評価等を各年度で行います。

(2) 福祉、教育、保健等の庁内及び関係機関等との連携・調整

本計画を効率的・効果的に実施するためには、子育て支援課のみならず、庁内及び関係機関等と連携し取り組む必要があります。また、子ども・子育て会議や様々な機会を捉え、こどもや若者に関する課題に対して連携・調整を図ります。

(3) 計画の周知・浸透

市民にとって本計画を分かりやすく、利用しやすいものとするため、本計画の進行状況を市の広報やホームページ等により公表します。

(4) 社会情勢の変化等を踏まえた施策の充実や見直し

社会情勢の変化や国や県等の動向、本市の状況等を踏まえ、必要に応じて計画の充実や見直しを図ります。